

## 第4章 居住面積水準の状況

住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）では、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る上での目標の達成状況を示す成果指標として“居住面積水準”を定めている。ここでは、最低居住面積水準と誘導居住面積水準において、世帯の実際の居住面積水準の状況をみることにする。

なお、居住面積水準を満たす主世帯を「居住面積水準以上の世帯」とする。

### 1 最低居住面積水準

#### 9割以上の世帯が最低居住面積水準を確保

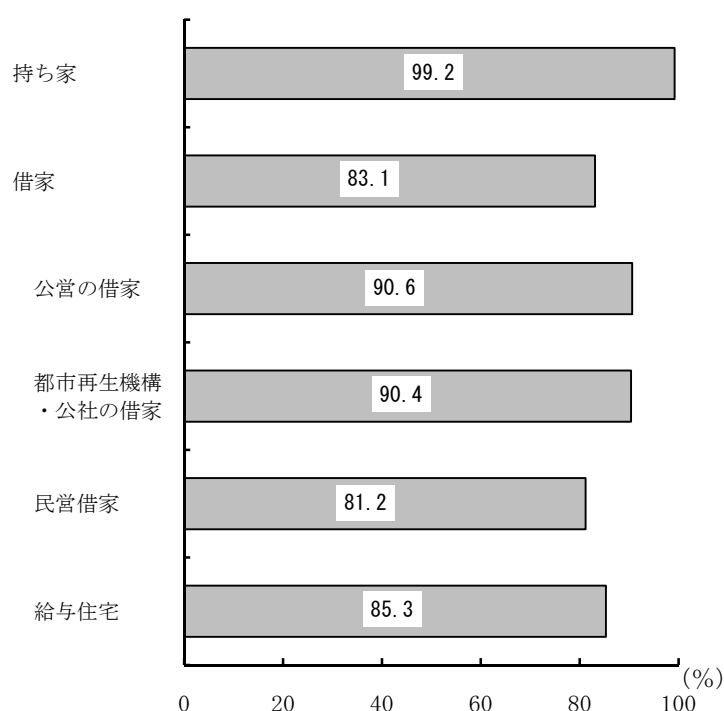
最低居住面積水準は、世帯人数に応じた健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準として設定されている。最低居住面積水準以上の世帯の割合は、90.4%となっている。

住宅の所有の関係別にみると、借家における最低居住面積水準以上の世帯の割合は83.1%で、持ち家の99.2%に比べ、16.1ポイント下回っている。借家の内訳をみると、公営の借家は90.6%、都市再生機構・公社の借家は90.4%、民営借家は81.2%、給与住宅は85.3%となっており、民営借家で最も低くなっている。また、住宅の建て方別にみると、一戸建は97.8%、長屋建は83.9%、共同住宅は81.1%などとなっている。

さらに、世帯人員別にみると、1人世帯における最低居住面積水準以上の世帯の割合は81.8%で、2人以上の世帯は各世帯いずれも90%以上となっている。

<図4-1、付表4-1>

図4-1 住宅の所有の関係別最低居住面積水準以上の世帯の割合—全国（平成20年）



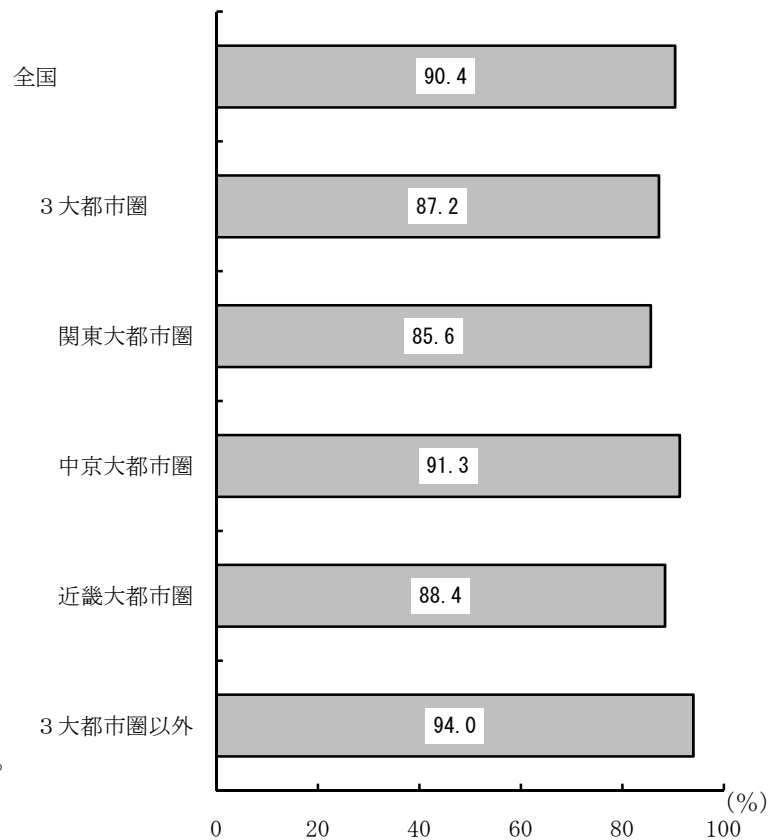
## 関東大都市圏は最低居住面積水準以上の世帯の割合が低い

3大都市圏における最低居住面積水準以上の世帯の割合は87.2%と、全国の90.4%及び3大都市圏以外の地域の94.0%に比べ、それぞれ3.2ポイント、6.8ポイント下回っている。また、各大都市圏別にみると、関東大都市圏が85.6%、中京大都市圏が91.3%、近畿大都市圏が88.4%となっており、関東大都市圏における最低居住面積水準以上の世帯の割合は最も低くなっている。

3大都市圏について住宅の所有の関係別にみると、借家における最低居住面積水準以上の世帯の割合は79.8%で、持ち家の98.8%を19.0ポイント下回っている。借家の内訳をみると、民営借家が77.2%と割合が最も低くなっている。また、住宅の建て方別にみると、一戸建は96.8%、共同住宅は79.2%となっており、全国と同様に一戸建に比べ共同住宅の割合が低くなっている。

<図4-2、付表4-3>

図4-2 最低居住面積水準以上の世帯の割合  
—全国、3大都市圏（平成20年）



## 2 誘導居住面積水準

### 誘導居住面積水準以上の世帯は5割を超える

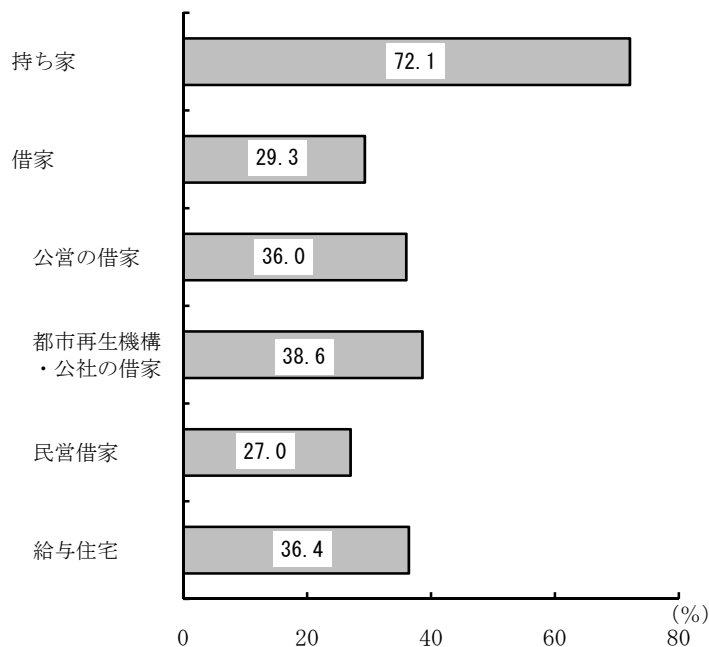
誘導居住面積水準は、世帯人数に応じた豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積の水準として設けられ、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した「都市居住型」と都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した「一般型」の二つの水準が設定されている。

この調査では、都市居住型誘導居住面積水準以上の共同住宅に住む世帯と一般型誘導居住面積水準以上の共同住宅以外の住宅に住む世帯の合計をもって、誘導居住面積水準以上の世帯としている。全国の誘導居住面積水準以上の世帯の割合は54.6%となっている。

誘導居住面積水準以上の世帯の割合を持ち家及び借家の別にみると、持ち家が72.1%、借家が29.3%で、持ち家と借家の差は42.8ポイントとなっている。また、住宅の建て方別にみると、一戸建が69.8%、長屋建が24.0%、共同住宅が36.4%などとなっており、さらに、世帯人員別にみると、2人世帯が69.6%と最も高く、次いで3人世帯が54.5%、1人世帯が51.7%などとなっている。

<図4-3, 付表4-1>

図4-3 住宅の所有の関係別誘導居住面積水準以上の世帯の割合—全国（平成20年）



## 3大都市圏の誘導居住面積水準以上の世帯は47.9%

3大都市圏における誘導居住面積水準以上の世帯の割合は47.9%で、3大都市圏以外の地域の62.1%に比べ、14.2ポイント下回っている。3大都市圏の借家世帯についてみると、誘導居住面積水準以上の世帯の割合は27.2%となっており、3大都市圏以外の地域の32.2%に比べ5.0ポイント下回っている。

共同住宅についてみると、3大都市圏で誘導居住面積水準以上の世帯の割合は36.0%で、3大都市圏の住宅全体の47.9%に比べ11.9ポイント下回っており、共同住宅の居住水準の低さを示している。また、3大都市圏以外の地域における共同住宅の37.1%に比べ1.1ポイント下回っている。

共同住宅について各大都市圏別に誘導居住面積水準以上の世帯の割合をみると、関東大都市圏が34.9%、中京大都市圏が37.4%、近畿大都市圏が38.1%となっており、近畿大都市圏が最も高くなっている。

<図4-4、付表4-3>

図4-4 誘導居住面積水準以上の世帯の割合  
—全国、3大都市圏（平成20年）

